第三者評価結果報告書

総　括	
対象事業所名	鎌倉市立岡本保育園
経営主体(法人等)	鎌倉市こどもみらい部保育課
対象サービス	児童分野　認可保育所
事業所住所等	〒247-0072　神奈川県鎌倉市岡本2-21-19
設立年月日	昭和 55年　4月　1日
評価実施期間	平成 28年 5月　～　平成 29年 2月
公表年月	平成 29年 2月
評価機関名	株式会社フィールズ
評価項目	神奈川県社会福祉協議会版　保育分野

総合評価（優れている点、独自に取り組んでいる点、改善すべき事項等）

＜概要＞

開所は昭和55年で、30年以上にわたり、鎌倉市立の保育園として地域の保育を支えてきました。平成27年10月に建て替えをして、玉縄子育て支援センターとの複合施設としてオープンをし、一時預かり保育も始めています。

園庭は広く、砂場をはじめ、のぼり棒、すべり台、プレイハウス、鉄棒の遊具や畑もあります。保育園の南側真向かいには季節の草花がたくさん植えられた「県立フラワーセンター大船植物園」があり、近隣には自然がいっぱいの山道の散歩コースなども複数ある環境にあります。保育目標にもある「心身ともに健康な子ども」自分の持っている力をのびのびと発揮できる子どもの育成を目指しています。

＜優れている点＞

1.個々の子どもの持っている力をのびのび発揮できる取組みを行っています

鎌倉市で保育者に向けた研修としている「どならない子育て練習法」で資格を取った職員が中心となり、研修と日々の指導をしています。どならず、指摘せず、受け止め、出来たらほめる場面を多くし、精神的に安定した環境を作ることで、自己肯定感の育みを大切にしながら出来ることを増やしています。

マットや、複数の机、手づくりのパーテーションを利用して複数のスペースと遊びを用意しています。物を置く場所や空間など環境に配慮する機会を多く作り、自ら気付けるような声掛けをすることで、個々の子どもが自主的に好きなものを選び、取り組めるようにしています。

絵本を読み聞かせる機会をたくさん作っています。いつもと違う物語の世界と色々な表現の言葉に触れ、登場人物になりきるなど、想像力や感性を養っています。またそれを発展させ自分たちで物語を作り、劇にして発表することにつなげています。

ごっこ遊びの日の内容などを、子ども達で相談し計画を立て、やりたい事や作りたいものを子ども同士が知恵を持ち寄り一緒に考え一つのものを作り上げていく場面をつくり、自然にそれぞれの役割や協調性を育めるようにしています。

2.日本の伝統文化を大切にして保育に活かしています

日常の保育の中に、竹馬、けん玉、缶ぽっくり、凧揚げ、和太鼓を取り入れています。

夏祭りでは法被を着て和太鼓の演奏の披露をしています。秋は散歩で調達したススキを飾り子どもの年

齢に合わせて用意された上新粉と小麦粉などの材料を使って月見団子作りをしています。
　ホールで行う年度末の生活発表会では、日本の伝統あそびを取り入れた発表をしています。新年会では地域の老人会の方と一緒に、かるた、コマ回し、お手玉で遊んだり、職員が獅子舞をしたり、七夕、節分など、日本の伝統行事や遊びを大切にして、季節を豊かに感じる保育をしています。

3.季節ごとの自然や、生きものとの触れ合いを大切にした保育
　玄関に金魚の水槽を2つ設置して、お当番が餌やりをしています。保育室でもカブトムシ、ザリガニ、青虫などを飼育し、1歳児からセミやダンゴムシなどに触る機会を持ち、命とのふれあいを大切にしています。
　園庭には畑があり、プランター栽培もしており、１歳児から土を触る機会をつくっています。訪問時には、3歳児はラディッシュ、4歳児は玉ねぎ、他ブロッコリー、大根等を育てていて、種まき、害虫とり、収穫、水やりなどを年齢に応じて行い、食育にもつなげています。
　散歩などで見たことのない虫などがいた場合、その場で図鑑で調べて共有し、そういった時間を大切にしています。散歩で出かける山道のコースは、自然がいっぱいで、木の枝や葉っぱや虫などに触れながら歩きます。目の前のフラワーセンター大船植物園へ散歩で出かけ、季節の折々の花や植物を見てきています。
4.公立性を活かした、地域子育て支援を実施しています
　鎌倉市市立保育園と保育課が一体となり、地域の子育て支援の拠点として、「広げよう子育ての輪・見つめよう地域の子ども」を掲げ、「地域子育て支援活動」に取り組んでいます。
　岡本保育園では、①開放保育の「なかよし広場」として、クラスの子どもと保育士と一緒に遊ぶ、行事に一緒に参加する、来園時の子育て相談等の実施。②保育園外の施設に出張して他の保育園の保育士と協力して地域の子どもを保育をする「わくわく広場」や、初めて子育てをしている母親のために赤ちゃんと一緒に参加する「BP講座(ベビー・プログラム)」への職員の派遣。③障害のある子どもたちの交流や、地域のお年寄りとの交流などの交流事業等に取り組んでいます。
　毎月実施される地域子育て支援会議では「地域子育て支援活動」の実施報告や今後の検討を行っています。地域の子育て支援ニーズや課題の情報共有をしており、岡本保育園では副園長が参加し、職員に情報の共有を図り、地域の子育て支援活動につなげています。

＜独自に工夫している点＞
1.けがの防止に配慮した環境づくり
　園内の柱などの角は、角を丸めてあります。サッシには大人が器具を操作しないと完全には閉まらないようになっており、指が挟まらないようになっています。1Fと2Fの階段の前の柵の開き扉には、指が挟まらないよう隙間が布でふさいであります。
　保育室や事務室等に入る引き戸は、子どもの手がかかる部分を一部切り取り、その部分にクッション材を入れ、指を挟んでしまってもケガをしないように工夫されています。

２.月年齢に配慮した環境構成
　１歳児クラスを低月齢と高月齢で分けて保育が出来るように、木製で強化ガラスに飛散防止フィルムが貼られた、採光等に配慮された引き戸で、部屋を2分できるようにしています。2クラスに分けることで、ゆとりのある環境で一人ひとりを受け止めながら、発達段階にあった保育を実施しています。

＜改善すべき事項＞
1.定期的なマニュアルの見直しと周知が期待されます

鎌倉市公立保育園の業務に関する取り決めが書かれた、鎌倉市公立保育園共通の運営の手引きがあります。新採用や異動してきた職員には読み合わせをし、マニュアルの内容に変更があった際には職員会議等で周知を図っています。

一方で、職員全員が、定期的にマニュアルの見直しをするには至っていません。危険物管理のマニュアルも消毒関係に限定されています。

マニュアルは保育を統一した視点で、チームワークで業務を行う上ではとても大切なものです。また、日々の業務の中で改善点が見つかったり、地域性に合ったものに気づくこともあります。職員全員が同じ視点で業務にあたるには、職員全員でマニュアルを定期的に読み返し、内容の整合性を確認することや、マニュアル内容の改善していくことが望まれます。

2.災害発生時の地域連携の検討が望まれます

園の敷地内に入るには2か所の門がありチェーンキーをかけています。園舎に入る際に利用する玄関は、ロックがかかっており、モニター付きのインターホンを押してもらい、誰であるかを確認してから開けるようにしています。

しかし、保護者は散歩時の防犯対策などについて不安を感じています。また、災害発生時に地域との協力関係も明確になっていません。保育園は社会的資源としてその機能に応じた支援も期待されています。園には防犯・防災が発生した場合の対策を検討して、保護者に伝え安心していただける活動が期待されます。

評価領域ごとの特記事項	
1.人権の尊重	運営の手引きに、子どもへの接し方、保護者との関わり方、性差・国籍による差別をしない事等、人権に関する配慮事項が明記され、新採用や異動してきた職員には読み合わせをしています。鎌倉市で保育者に向けた研修としている「エンジョイ子育て練習法」を学んだ職員が中心となり、研修と日々指導をしており、訪問時にも、気に障るような大声での保育は見られませんでした。差別については年度初めの職員会議時に具体例を挙げて説明し周知を図っています。また、職員会議の最後には、議題や近況から、接し方等で気になる事について、園長・副園長が話をすることになっています。 運営の手引きに、児童虐待早期発見について明記されているほか、虐待の定義・種類・予防・早期発見チェックシート・対応法等が説明された鎌倉市こども虐待対応マニュアルがあり、職員会議にて、市の子ども相談課の担当者の講習を受け、虐待の早期発見に努めています。虐待の疑われるケースがある場合は、市民健康課の保健師、保育課、子ども相談課、児童相談所と連絡を取り、カンファレンスを行うなど連携した取り組みをしています。 運営の手引き内の、公立保育園の保育士としての心構えとして、情報公開・個人情報の取り扱いについての説明があるほか、鎌倉市公立保育園個人情報取り扱いマニュアル、情報公開ハンドブックが整備されて、職員へ配布されています。入職時にこれらの説明を受けるほか、正職員、派遣職員へは、市の保育課担当者による資料配布と説明がされています。保育日誌、カリキュラム、個人情報に係る書類は、事務所の書庫に保管され職員が事務所にいない時は鍵をかけて保管しています。 実習生や見学者受け入れに際しては、実習生受け入れ時に、知り得た個人の情報の守秘義務があることが運営の手引き内に明示され、実習担当の副園長から説明をしています。見学者については守秘義務の取り決めはしていませんが、見学者担当の園長が個人情報には留意を払いながらの説明をしています。実習生の個人情報に関しては、実習生ファイルとして書庫に保管し、健康診断書・家庭状況などの個人情

	報は実習終了後に返却しています。
2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供	保育目標内に、「自分の持っている力をのびのびと発揮できる子ども」があり、各クラスの年間保育計画の年間目標には、自分の思いや、やりたいこと、して欲しい表現することを援助する内容が多く設定されています。 保育場面では、どならず、子どもができないことは指摘せず、受け止め、出来たらほめられる場面を多く作り、自己肯定感の育みを大切にしながら出来ることを増やしています。ほめられている子を見ることで、お互いを尊重し認め合えることの大切さを育んでいます。 子どもがやりたいこと、好きなことが自由に選べ、自ら気付けるような声掛けや、物を置く場所など環境に配慮し、子ども自身の考える力を育てています。 子ども同士が一緒に考え協力して知恵を持ち寄り一つのものを作り上げていく場面を多く取り入れることで、発想力と協力する大切さを育んでいます。 運営の手引き内には、保護者との関わり方について、接し方、連携の基本、伝えていきたいこと等が細かく明示され、個人面談、連絡ノート、クラス内掲示板、懇談会等での情報の共有を図り、意見があった際には意見受付簿や懇談会反省用紙等に記載しています。連絡ノートには、家庭と保育園での健康状況や生活の様子のほか、保護者からの相談についても丁寧な回答がされ、保育園のみではなく、家庭と連携した保育をすることで、子どもと家庭により寄った援助につなげています。
3.サービスマネジメントシステムの確立	「鎌倉市立保育所における苦情等の取り扱いに関する要綱」にて苦情等の対応の手順などを定めています。玄関の掲示板には、保育園での苦情受付担当者・責任者のほか、保育担当・第三者委員(保育園利用者相談室)の TEL が掲示され、保護者は園を通さなくても第三者に苦情を訴えられるようになっています。苦情等の訴えがあった際には、苦情等申し出受付書と苦情等対応結果報告書に記録し、職員会議や朝の打ち合わせ時に検討周知をしているほか、第三者委員による苦情対応の勉強会に参加し連携を図ることで再発防止につなげています。 温度湿度の管理は、運営の手引きに定められ、各クラスに温湿度計を設置し、一日一回確認し記録を取っています。乾燥時には濡れタオルを干すなどの工夫もしています。換気は自動ですが、布団上げ下ろし時や、感染症防止のため適宜窓を開けています。 消毒液や洗剤等の危険物の在庫は倉庫に保管され、使用中ものは子どもの手の届かないところに置かれています。消毒薬の作り方と使用上の注意、消毒液確認表はありますが、消毒液や洗剤等の取り扱いについてのマニュアルや、持ち出しの記録はありません。 遊具の安全点検が運営の手引きに定められ、毎朝早番の職員が、園庭の「固定遊具点検表」と、「室内遊具点検表」もとに実施し、安全の確保を図っています。 服薬の依頼があった際には、医師の了解ののち、与薬連絡票と、その旨を連絡ノートに記入してもらい、運営の手引き内の「与薬について」に基づき受け付けて職員に周知し、与薬後には与薬確認表をつけています。 感染症対応は運営の手引き内に定められています。各家庭には、感染した際には、感染症ごとに感染しやすい時期、登園のめやすが一覧になり、医療機関の署名欄の入った「登園届」を配布し、感染の防止につなげています。感染症が発生してしまった場合は、感染症疾患カードの玄関への掲示、発生の状況等の注意喚起は「保健だより」の配布と、玄関の掲示板等で保護者に周知しています。感染症情報は、月

	に 2 回保健衛生嘱託員が来所した際や、その都度情報が入りますが、情報収集・提供の手順を取り決め、明文化したものはありません。 災害時の職員の役割、避難方法、消防署・家族への連絡報等が整備された「鎌倉市立保育園共通の防災の手引き」があり、各保育室・玄関・廊下には園内避難経路図が掲示されています。これらに基づき、年間避難消化訓練計画が立てられ、地震・火災・水害・地震警戒宣言時の保護者への引き渡し等の避難訓練が毎月実施され、訓練ごとに訓練記録(計画)が立てられ、訓練後は職員会議にて反省見直しを行い、訓練記録の反省欄に記録を残しています。年 2 回の消防署立ち合いの避難訓練時や、消防計画提出時には、助言と指導を受けるなど、消防署と連携した取り組みをしています。 不審者侵入防止に備え、警備会社の警備システムを導入し、各保育室にはパニックボタンを設置し、園外保育時には携帯用のものを持ち歩いています。不審者対応の訓練も実施されており、玄関入口と、1F 廊下には防犯用のサスマタが設置されています。市民安全課の防犯パトロールが巡回で来るほか、園内での緊急時の対応について、市民安全課の職員を講師にサスマタの使用法などを学び、職員へ防犯についての周知をしています。 地震の訓練時には避難誘導を地域の老人会の方が手伝ってくれていますが、災害時に地域に向けた支援体制は整備されていません。複合施設のため、同建物内の子育て支援センターとの合同避難訓練を年1回実施しています。
4.地域との交流・連携	「鎌倉公立保育園地域子育て支援」の内容及び目的に基づき、鎌倉市の公立保育園が一体となって、下記の「〇〇ひろば」・「わくわく広場」・「BP 講座」等の、地域の子育て支援事業に取り組んでいます。毎月実施される地域子育て支援会議には副園長が参加しています。 各公立保育園でほぼ毎月実施されている「〇〇ひろば」と呼ばれる開放保育では、地域の子ども達と子育て中の方が園児や保育士と一緒に過ごす場として、各クラスの園児と遊ぶ場の開放、夏祭り・新年会などの行事の開放、栄養相談や子育て相談や情報の提供をしています。岡本保育園では「なかよし広場」として実施し、案内には育児相談を電話で随時受け付けていることを載せています。 各保育園の保育士が出張して子育て支援を行う年間 4 回実施の「わくわく広場」、初めて子育てをする母親のためのプログラムである BP 講座に保育士を派遣し、保育・講座を行い、フリートーキングや育児相談の場も設けています。 保護者の病気や就労形態等により、一時的に子どもを保育できない際に利用できる一時保育の実施をしています。 地域の老人会の方をはじめ、地域住民を夏祭りや新年会等の園行事に招き、新年会では、職員の獅子舞披露のほか、コマ回し・カルタ・お手玉等をして交流を深めています。宣伝はポスターを園掲示板・行政センター・地域のスーパーに掲示するほか、「LINE」の利用もしています。地域子育て支援会議・わくわく広場・幼児教育研究会・幼こ保小の連絡会での内容は、議事録などで職員に周知をしています。 幼こ保小の連絡会に職員が参加し情報交換をしているほか、幼稚園・認定こども園・保育園・小学校の相互の連携を深め、幼児教育の在り方について考えていく、鎌倉市の幼児教育研究会に職員を派遣し幼児教育の研究と情報交換をしています。公立小学校3校に通っている卒園児が、学校行事への招待状を持ってきてくれ、5歳児が小学校に出向いています。学校ではランドセルを背負わせてくれたりと一年生の疑似体験等をしています。また、2年生が来園してくれ、園の職員に質問をす

	るなど、小学校との交流を深めています。月に1回、発達障害児の通園施設と年長児クラスが、お互いの園へ行き来して交流する機会を設け、相互に発達する場としています。
5.運営上の透明性の確保と継続性	保育所における自己評価として、保育計画、保育内容、行事、運営・組織、研究・研修、情報、施設・整備、開かれた保育園づくり等について、正規職員全員が各々ＡＢＣの３段階で評価をし、園長が取りまとめ、職員会議で反省点等を話し合い、園運営に反映をさせ、園庭の日除け、プール遊び時の安全対策、行事の日程等、自己評価を活かして改善された様々な事例が確認できました。また、正規職員、非常勤職員、派遣職員に、５段階評価の自己評価表を配布し、期ごとに年３回の自己評価を実施し、年度末には園長面談も実施し、次年度に向けての反省、向上したい事を話し合っています。非常勤職員には正職員との意見交換の実施もしています。 保育園のサービス内容については、鎌倉市、子育て支援情報サービスかながわのホームページに掲載しているほか、地域の子育て支援事業の、なかよし広場や、わくわく広場の、「わくわくだより」等のお知らせを市役所のメディアスポットで配布をしたり、園の外掲示板で宣伝しています。 H28年度は6月と11月に保育参観を実施しています。保育参観日は、年度初めに配布する年間の行事予定表、当月の園だよりに予定を載せるほか、保育参観のお知らせを保育参観日の前月に保護者に配布し、お知らせしています。保育参観日に都合が合わない時は、いつでも参観が出来る事を入園当初と年度初めの懇談会にて説明をしています。
6.職員の資質向上の促進	保育課程と園全体の年間指導計画は、職員会議、運営準備会議で職員へ配布し、事務室にも掲示しています。保育理念・保育方針・保育目標を、鎌倉市立保育園共通の保育課程の上段に載せており、職員は各指導計画を作る度に見直し、共通した理念方針のもと保育を実施しています。 研修を、保育に関するもの・職種ごと・園内・幼こ保小・自主的なのも等に分け、目的・内容・実施主体・参加回数等、一年間に受ける研修の目安にした、岡本保育園の「保育所職員研修計画一覧」があり、それをもとに、各職員が研修を受けています。研修に行ったものは、実施記録として「年間研修計画」と「自主研修一覧」にまとめていますが、年度前の年間研修計画は立てていません。研修報告は職員会議や、朝の打ち合わせで報告されるほか、回覧することで、研修内容の周知をし、その後は復命書のファイルにまとめ、いつでも見直せるようにしています。 実習生を受け入れる意義、実習前に確認・説明する事、実習を通して学んでほしい事、評価等を定めた「実習生受け入れについて」が運営の手引き内にあり、実習担当の副園長をはじめ各職員が、実習生の育成にあたっています。